

第十九回国 参議院通商産業委員会會議録第四十五号

昭和二十九年五月二十四日(月曜日)午前十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君

委員 井上 知治君

黒川 武雄君

小林 英三君

西川 彌平治君

酒井 利雄君

高橋 齋君

西田 隆男君

藤田 進君

白川 一雄君

小笠 公昭君

始関 伊平君

政府委員 中村 辰五郎君

通商産業省 軽工業局長 岡田 秀男君

中小企業庁長官 林 誠一君

事務局側 常任委員 山本 友太郎君

常任委員 山本 友太郎君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

常任委員 小田 橋貞君

最初に皆様に御報告を申し上げておきますが、本日の公報に実は案件とい

たしまして、硫酸工業合理化及び硫酸輸

出調整臨時措置法案が掲載されてお

りますが、これは事務当局の公報掲載の

誤りでありまして、本日は中小企業安

定法の一部を改正する法律案を審議す

ることに相成っておりますので、この

点御訂正を申し上げます。

それからお配りを申し上げてお

る今週中の日程でございますが、今

週はいよいよもう会期も延長する

ことではないかと存じますので、ここ

にごさいして、各法案とも上ります

ように是非努めたいと考えております。

この日程を一つ御承認を頂きたいと

存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではこの

日程に従って審議を進めて参ることに

決定をいたします。なお水曜日の午後

が明いておりますが、これはかねて

法律案の質疑を続行いたします。ど

うぞ前回に引続き御質疑をお願いいた

します。

○西田隆男君 この前の委員会

で、第二十九条の一項命令と二項命令の

点について小笠君と通産大臣との両者の

答弁を聞いたのですが、提案者の代表者

の答弁を聞くと、通産大臣の答弁と実

は食違ひがあるように聞えたので

す。通産大臣は特別な場合、特殊な

場合だと、こういうふうな説明を

しておつたように見えたが、私はこの

法案の性格から見て、アウト・サイ

ダーを取縮めるといふことが目的

の非常に重要な一つになつて

いると思ふのですが、そうすれば

通産大臣が答弁したように、特殊な

場合だけ命令によつて取縮するとい

うことは考えられないのだが、提案

者はどう考えられておるか、一つ

その点御説明して頂きたい。

○衆議院議員(小笠公昭君) 只今のお

尋ねであります。いわゆる一項命令

と二項命令、いずれが原則なりやとい

うことにつきまして、愛知通産大臣

が御説明した通りであります。それは

なぜかと申しますと、改正条文の第

二十九条第二項に、「通商産業大臣は、

前項の規定に該当し、且つ、左の各号

に該当する場合において、当該業種に

関し同項に規定する事態を認めるた

めの措置として特に必要と認めら

る云々」前項の命令に代えて、「と、こ

う頭を代えてあります。私の説明の中

に、いずれが原則かというふうなこと

については、私は余り触れなかつた

と思ふのであります。考え方の基本

は、第一項命令が原則であるが、第

二項の冒頭に規定してあるような諸

条件を充足する場合において特に諸

条件のほかに所管行政庁の認定によ

つて二項命令を発動したほうがいい

というときに私はなるるかと思つて

おります。

○西田隆男君 現在の実際

の状況は調整組合とアウト・サイ

ダーというものは、大抵私が常識

で考えるとアウト・サイダーの

ほうは少いと思ふのですが、

そうするとこの調整組合に第一

項命令を出す場合業界全体に

関係のあるような重大な

ことでない限り調整命令は出す

べきでないというのが本質

じやないかと思ふのですが、

そうするとこの第一項命令と

第二項命令と違つて、第一

項命令が出て、業界全体に

関係があるといふことにな

ると、第二項の命令もや

はり出さなければならぬ、

これは常識じやないかと思

ふのですが、そうじやない

○西田隆男君 併しいずれか一つしか出さないという場合が実際問題としてどういふ場合にそつじうになるのか、実例を一つ御説明を願いたいと思ふです。

○衆議院議員(小笠公昭君) 御承知の通り現在現行規定による二十九条命令が出ておるのはタオルとマツチ二つであります。タオルとマツチの場合を考へて見ますときに改正案のような二項命令が適当か、或いは一項命令が適当かというふふなことを考へますと、タオル或いはマツチのごとく殆んど大部分の業者が組合に加入しておる、で極く僅かな工場がアウト・サイダーに残つておる、而も業界が一定地点に主として集中しておるといふような場合は第二項命令に切替へても私は差支えないと思ふのであります。

逆に全国に非常に拡がつておる、而も企業の数が非常に多いといふふうな場合におきましては、又その他の諸条件が今申上げましたタオル或いはマツチのような事態と違つていふような場合におきましては第一項命令のほうが適当ではないかと私は考へておるのでございませう。

○西田隆男君 それだけじゃなく、わかりかねるのだが、なぜ今のような第一項命令、第二項命令とが、集約されておる場合は第二項命令とし、全国に散らばつておる場合は第一項命令でなければならぬといふ論議はこれをもう少し一つ説明して頂きたい。私は今の説明じゃちよつとわかりかねる。

○衆議院議員(小笠公昭君) 問題は発動する、先ほど申上げましたように二十九条の二つの命令を発動することはできるだけ避けて行かなければならぬ。

い。そつじう諸条件が充足した場合に限りなければならぬといふことはこれは先ほど申上げた通りであります。その場合においてどちらを発動するかといふことにつきましては第一項が原則であり、第二項が先ほど申上げましたような事態として例外的な事態といふふうにして発動するといふことに私はなるかと思つておる。具体的には、例へば特定の業種を挙げていづれの命令を発動するほうがより適当であるかといふことになりませう、その特定業種の置かれた諸条件を十分に私に考へて決定されるものと考へるのではありません。現在例へば特定の業種を挙げてこの場合はこれだ、この場合はこちらであるといふふうにはつきり具体的に申上げる私は準備を事は持つておらぬのであります。大体以上のような観点から所管大臣が本法を運用すべきものと私は考へております。

○西田隆男君 よくわからぬのです。あなたの前段の説明ではマツチ、タオルのような業種が或る一調整区画に狭く分布しておるといふか集約されておる、そしてアウト・サイダーが少く調整組合に入つておるものが大部分だといふような場合はこの第二項命令で行くんだけれども、全国的に業者が広く分布されておる、これにはアウト・サイダーが多いとか少いかといふことは説明されなかつたのだが、そういう場合は一項命令が適当かと思つておられるので、それについて私はなかなか納得しかねるが、第一項命令と第二項命令とちよつとこの命令が単一で出されるのだといふのは、基本的な考えからすれば、もう少し説明を聞かないとわかりかねるのだが、頭が悪いの

かどうか知らんがわかりかねるのだが、私は結局は全国的に調整組合に入つておる産業が分布されておるとかおらんといふことよりも、むしろアウト・サイダーの力が強いのか、調整組合に加入してはるほうの力が強いのかといふ、これによつて一項命令と二項命令が出されるのがせめて違へば違ふのじやないかといふふうに考へておるのですが、もう少し一つわかりやすく説明願へませぬでしょうか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 私は新たに加へるものを持たないのであります。力の関係だけでは私はむずかしいと考へるのであります。力が、アウト・サイダーの力が強い、その力が強い場合においては先づ問題になるのは、二十九条の命令を発動すべきかどうかといふことに問題が帰着すると思つておる。イン・サイダーの場合は、力が強い場合にこの命令を出すといふことは私は適当でないと思ふのであります。従つて力の関係から言へばアウト・サイダーのほうがどつちにしても弱い、いわゆるその生産能力におきまして、或いは数におきましてイン・サイダーに比較して少いという場合が前提に私はなると思つておる。従ひましてその差といふよりも一つの観点は先ほど申上げましたような二つの点、即ち命令を出すときの頭の置き方と命令の出し方といふことをどちらが業界不況切抜策に臨時の措置としてそつじう手を打つのが適当であるかといふことから私は判断して行くといふはかないのじやないかと実は考へておるのであります。大体そんなことが中心で第一項と第二項命令を具体的な場合においていづれを適用す

るかといふことをきめて行く、きめるべきものだと私は考へております。

○西田隆男君 今力関係の問題でイン・サイダーの力が弱かつた場合には、命令は出さん、出しても仕方がないといふふうに聞えたのだが、そんなものですか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 私は力という問題をどう解釈するか、経済上の問題でありますから、いわゆる生産能力といふようなものを中心に考へるといふ場合において、アウト・サイダーのほうが大きいのだといふ場合は出すべきでないと思ふのであります。

○西田隆男君 そつじう今の実情からいつてアウト・サイダーの力のほうが力関係といつてはおかしいのだが、大きいといふような業種もありませんか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 調整組合の場合第二案であります。第三案に調整組合成立要件として員数に最低限の制限と設備能力の最低限の制限があるわけでありませう。従ひましてそこでもうすで調整組合を作つたときに頭数と設備能力において過半数を占める最低限の場合といふことに実はなつておるのであります。従ひましていふゆる力といふものを生産能力といふようなことに解釈いたしますれば、アウト・サイダーの生産能力が多いという場合は調整組合自体が作れないこと一応なるのじやないかと私は考へております。

○西田隆男君 過半数を占めるというところは、これは極端な例ですが、五割一分も過半数であるし、八割も過半数であるし、五割一分、四割一分といへば調整組合のアウト・サイダーのほうの数からいつたらイン・サイダーのほう

りが力が強いことになる。実際問題としては必ずしも調整組合のほうが一が多から調整組合のほうが一が多いという認定に基いていふ命令を出すといふことについては、日本の経済自体からして考へられぬと思つておる。その場合はどうなんですか。やはり数に一分でも多い調整組合を作つた場合において必ず一分でも多いのだといふ前提に立つてこの命令は自由に出せると、こつじう考へていふのですか。

○衆議院議員(小笠公昭君) 私が今申上げましたのは、法第二条の最低限の規定であります。それは調整組合組成の最低要件でありまして、最低要件を充足した組合ができる、組合ができ調整組合の自主的体制といふのです。従ひましてアウト・サイダーの設立当初において、アウト・サイダーがいふゆる若干相当数ありませう、できるだけ先ずイン・サイダーたらしめるような努力をするといふことは、私は調整組合の当然の任務だと思つておる。従ひましてその努力によつて極く僅かな連中がなアウト・サイダーに残る、そつじうそつじう事態において本法に規定しておるような諸条件を充足しておる場合において、どうしてもアウト・サイダーの存在によつて調整の実効が確保できないと、こつじう事態になつて二十九条の問題が登場して来ると思つておる。従ひまして、その問題が登場して来たときに、一項命令か、二項命令かといふ問題がお話のように出て来ると私は思つておる。従ひまして、法第二条に規定する最低限の要件を備えておる場合に、

るが力が強いことになると。実際問題として必ずしも調整組合のほうが一が多いから調整組合のほうが一が多いという認定に基いていふ命令を出すといふことについては、日本の経済自体からして考へられぬと思つておる。その場合はどうなんですか。やはり数に一分でも多い調整組合を作つた場合において必ず一分でも多いのだといふ前提に立つてこの命令は自由に出せると、こつじう考へていふのですか。

二十九条の発動という問題は、実はその段階においてはまだ問題にならないと考へておるのであります。

○西田隆男君 概念的なあなたの言つておられることが私は間違ひだといふのじやないのです。が併し、必ずしも調整組合ができたからといって、調整組合が九割九分までがイン・サイダーになつておるかどうかといふことについては、實際問題について聞かなければ納得が行かない。六割持つておれば調整組合ができるのだから、四割アウト・サイダーといふことも考へられることなんです。四割といふものがアウト・サイダーでおるような場合があつた場合に、第一項命令、第二項命令といふことが問題になつて来る。従つて、私があなたにお伺ひしておるのは、今の日本の実情で、調整組合ができておる業種で、そのアウト・サイダーが非常に強い力を持つておるような業種があるのか、こう実は一応聞いたのだけれども、答弁する用意がないとお答へなので、私も観念的にはあなたのお言ふことは間違ひではないと思つておるが、そういうことがあり得るといふこともこれは又理論的に考へ得ることです、その場合に、一項命令、二項命令といふものがどつちか単一でなければならぬといふあなたの解釈からして、問題に一応なると思つておる。實際の日本の実情はつきりわからないから、私たちはいわゆる理窟になるのですがね、それを調査されて一つもう少しわかりやすく、もう一編御説明願ひたいと思つておる。

○衆議院議員(小笠公館君) お手許に資料として調整組合の組織状況と制限率が配付してあるそうです。これによ

りまして、いわゆるイン・サイダーの教とアウト・サイダーの比率が出ております。で、このいわゆるアウト・サイダーの数がこれだけであるから二十九条命令の発動問題にすぐ入るかどうかといふことになると、ほかの諸条件を実は検討してからきめるべきじやないかと私は考へております。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませぬか。

○委員長(中川以良君) はかに御質疑ございませぬか。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○衆議院議員(始関伊平君) この砂利採取の管理者は、鉾山の保安責任者とは違ひまして、それほどやかましい資格条件を付ける意向はございませぬ。ただ現場におきまして誰がその責任者であるかといふことがはつきりいたしておることがこの河川の管理上必要でございませぬ。はつきりいたしておりさえすれば、資格条件につきましてはそれほどやかましい条件を付ける必要はなかるかといふふうにお考へております。

○西田隆男君 これは砂利といふのは、山から取るのではなくて、大休川から取るのだから、河川法その他をよく知つて、こつこつと取つておる砂利があつてもこの程度で取つちやいかんとか何とか、そういう専門の知識といへば余り厳格過ぎるかも知れんが、一応河川に対する砂利採取に際しての危険といふか、そういうことがあらかじめ常識的にわかる程度の……、ただ砂利採取業者をやつておるといふ意味の管理業者であれば私は意味がないと思つておるがね。

○衆議院議員(始関伊平君) 只今御指摘の通りでありまして、採取業者の代理的な立場に立ち得るものであるといふこと、それから砂利の知識、或いは河川の知識が相当なければいかんといふことは勿論でございませぬが、それを法律上の資格条件としてそつちやかましく言ひませぬ。實際問題として只今西田さんがお述べになりましたような者が選ばれて来るであらうといふふうにお考へておる次第でございませぬ。

○西田隆男君 それは又非常に甘い考へ方で、砂利の採取なんかやつておる人たちは、失礼な言分かも知れん

けれども、そう河川に対する深い認識を持つておる人だけがやつておるとは、私たちが現状から見て考へておらないので、少くともこの法律の条文中で「採取管理者」といふような非常に厳格な名前を付けておくといふことになれば、やはり或る一定の適格をきめて、少くともその適格に合つた者でない限りはできないといふくらいの規定が設けられなければ、内規といふか、そんなものだけはおきめになつておかないと、今始関さんが言われるよりな誰でもいいのだといふことでは、ちよつと私は不十分ではないかと思つておるがね。

○衆議院議員(始関伊平君) 只今の御意見は大変御尤もでございまして、実はそれほどやかましく言ひませぬ。只今お述べになりましたような資格を持つた者が出て来るであらう、その意味におきまして鉾山の保安責任者ほどのやかましい規定は必要はなかるかといふふうにお考へたのでありま

すが、只今の御意見は大変適切な御意見でございませぬ。これはいづれ省令その他の制定の際に、御趣旨に副つた考慮と研究とを十分にいたしたいと考へております。

○西田隆男君 通産省としては砂利を取りさえすればよいのだから問題ないと思つておるが、農林省のほうには相

当これは議論があつたのではないですか。

○衆議院議員(始関伊平君) 農林省のほうにも意見がございまして、それから建設省のほうにもいろいろ意見がございまして、それで、ここにござい

ますよふなことで、一面におきましては砂利採取業者に或る程度の権利と申

しますか、地位を保障してやると同時に、河川なんかを荒さないように、従来は現場において、誰が責任者かわからない、いわば烏合の衆のような恰好で、誰を相手にして話をしようかからんといふような実情では困りますので、砂利採取業者は同時に河川を荒さないことに協力するといふ事柄をはつきりいたしたために、採取管理者といふものを置くことにいたしました次第でございまして、そういう点で建設省などとの話し合いができたわけでありま

す。

○西田隆男君 管理者の職務は大體きめてあるようですが、これに対する罰則は何もないのですか。

○衆議院議員(始関伊平君) 罰則は一応規定いたしておりませぬ。

○西田隆男君 それでは、職務が規定してあるのに、職務に規定してあるよ

うなことをやらなかつた場合にはどういふことになるのですか。

○衆議院議員(始関伊平君) 採取管理者が責任を果さないといふ場合におきましては、恐らく實際上の問題といたしまして、河川の場合で申しますと、河川の場合における砂利の採取の許可の附帯条件として、いろいろ府県から付けられました条件に違反するといふよ

うなことになるので、採取管理者の交替を實際上勸奨するとか、或いはその許可の取消といふような手段がとり得ることになりますので、罰則は

ございませぬ。實際上は相当有効にこの制度が活用できるだらう、このよ

うな考へ方で罰則は一応入れていないのでございませぬ。

○西田隆男君 第五条から第六条、第七

条、第八条とつと条文を読んで見

ますと、

○西田隆男君 第五

条から第六

条、第七

条、第八

条、第九

条、第十

条、第十一

条、第十二

ますと、採取管理者というのは相当この法律の中では重要視されておるようには私には受取れるのですが、第五条で「選任しなければならぬ」ということ、それから、第八条では「採取管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を行わせるため」云々とあつて代理者の選任という非常に重要な規定がきめてあるようですが、これから見ると相当に砂利の採取に対する採取管理者の職務というものは重く見られるわけなんです。今あなたの御説明になつたことは結果論としてそういうことになるであろうということ、この法律の中に規定は何にもありません。第九条に「必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」ということが書いてあるだけのようです。

○衆議院議員(始関伊平君) 只今の御意見御尤もでございますが、実は砂利の採取地域は大きく分けますと河川と河川以外の地域とがございます。河川の場合におきましては河川法の規定で建設省、府県というルートでこれが採取許可の附帯条件でいろいろな河川の安全のための必要な条件が指示されておるわけでございます。それを受けて業者がそれに協力するという建前から採取管理者というものが置かれておるわけでありまして、でありますから、この規定だけを見ますと不十分な感もございまして、一方におきまして河川法に基くいろいろな附帯条件として付けられた命令がここににあるのだというところをお考え合せ願いたいと思ひます。

それから河川以外の場合におきましては従来はこれはまるつきりうちやつてあつたわけでございますが、河川法等の規定がございせんので、河川以外の場合につきましては第九条の公益命令というものを通産局長に与えまして、これが河川以外の場合につきましては採取管理者を實際上指導いたしましたり、又取締る、こういう關係に相成つておるのでございます。

○西田隆男君 今の問題は私は条文を読んだだけだからなかくはつきりしませんのであとで聞きますが、第十五条の規定ですが、ね、「通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、」云々、「採取場若しくは事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査することができる。」という規定があるが、これはどういふ必要に基いてこういう条文を掲げておるのでございませぬか。

○衆議院議員(始関伊平君) これは例えはこの報告徴収なり立入検査をなし得る限度でございまして、これはこの法律の施行に必要な限度ということでございまして、この限度を申し上げますとどういふ必要があるかということのお答えに必要と思ひます。この法律の施行に必要な限度と申しますか、必要な場合と申しますのは次のような場合が考えられるのでございまして。

第一に砂利採取業者の実態の把握のための報告でございますが、これは報告命令がございまして、報告して来ない場合にはこういう事柄によつて特別に報告を徴収するというような必要が出て参るわけでございます。それから第二に第九条、只今申上げ

ました公益保護のための通産局長の公益保護命令がございまして、この公益保護命令を発動するや否やの判断をいたす必要からいたしまして現地調査をするという必要の起る場合がございまして。

第三に第十条、これは鉱業権と砂利採取とがぶつかる場合がございまして、この場合に鉱業権者と砂利採取業者とが協議をしろという規定がございまして、若し協議が整わない場合には通産局長がその協議が整つたものとみなされるような決定ができることになつておるわけでございますが、そういう決定をするに先立ちまして各般の調査をいたす必要があるという場合がございまして。

それから第五に、第十八条に異議の申立の規定がございまして、この異議の申立の規定に基く決定をいたすための各般の調査が必要でございまして。第六の場合といたしまして、附則の第二項に採石権の設定なり譲受の決定の申請がございまして、それに関連した各般の調査が必要になつて来る、こういうふうなこの法律の各条項に基きまして政府としていろいろの手続なり或いは決定をいたさなければならぬ場合がいろいろございまして、その準備、その前提としていろいろ調査をする必要がございまして、第十五条の報告徴収、それから立入検査の権限を当局に与える、このような考え方になつておる次第でございまして。

○西田隆男君 今の始関さんの御説明では帳簿の検査なんかする必要は毛頭ないように考えられるのですが、これは立入検査、業務の状況に関する報告、今言われたのは業務の状況が大分ですが、「若しくは帳簿書類を検査させることができる。」というのは非常に窮屈な規定ですね。帳簿の検査はどういうわけが必要なんですか。帳簿に記載される事項は大體きまつたものなんですから、今あなたがおつしやつたことでは帳簿を検査することは入つていない。帳簿を検査するというのはどういふわけですか。

○衆議院議員(始関伊平君) まあ、例へばこの法律の一番大事な条項の一つは第十一条の規定がございまして、これによつて砂利採取業者が河川の管理の建前から支障がない場合にはできるだけ合理的な経営が維持できるように考慮してもらいたいというふうなこともございまして、そういうふうな点に関連いたしましてここに掲げてありますような程度のいろいろな検査、或いは報告徴収が必要であらう、こういう考え方をいたした次第でございまして。

○西田隆男君 非常に重要な問題で、十一條は僕は今までの法律を大概見たのだが、「砂利採取業者が砂利採取業の合理的な経営を維持できるように考慮して許可するものとする。」許可する場合に合理的な経営ができるかできんかまで通産局長が考えて許可するといふようなことは今までの法律にはこの法律も私見たことではないのだが、これは大変重要な条文と思ひますが、これと関連しての今の第十五条の帳簿の検査ということが考えられるとすれば、ちよつと始関さんの説明では

納得は行かないのですが、これは非常に重要な関連性を持つたものだと思います。これと第五条の採取管理ですね、この三つの問題は皆関連性を持つておるので特殊な条文の表現の仕方がしてあるのだが、これをわかりやすくございまして、こういう条文を作つたかということをお話願えませんか。

○衆議院議員(始関伊平君) 実は第十五条につきましてはこういつたような種類の立法に普通ございまして程度にいろいろ権限を認めておるのでございまして、只今いろいろお尋ねがございまして、それに対する答弁が不十分であると思ひますので、後ほど一つ改めて答弁する機会を持ちたいと思ひます。

○西田隆男君 結構です。

○白川一雄君 ちよつとお尋ねしたいのですが、砂利を採取する企業体には大小いろいろあると思うのですが、極く小さいのはいわゆる入会権に相当したような先祖代々の地方々々でやつておるものがたくさんあると思うのですが、そういう人がこの法律が出たためにどういふ窮屈を感じることになるか、その点御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(始関伊平君) その村に住んでおります者がその村の中を流れております川から入会権的な意味で砂利を採取するといふような場合がしばしばあるといふことは承知をいたしております。その場合にこの法案との關係がございまして、この法案は砂利の採取を事業とする、営業とする者に対してまして一定の地位を保障をいたすことを考へておるのでございまして、

只今のお話のような場合はこれは営業というふうには考えられないと思ひますので、この法律の適要はないのだというふうには考へる次第でございます。

それからもう一つ只今のお話に關係のありそうな点は、第十一條でございます。第十一條では先ほど西田さんの御質問の際にも申上げたのでござい

ますが、砂利採取事業者が河川で砂利を取る許可を受けましても許可の期間が余り短い、或いは面積が余り狭いというふうなことで困るので、成るべく合理的な経営ができるような程度に期間をきめる、又採取の区域をきめて

もらいたい、こういう規定でございます。それが、そういうことで権利が一つ確定いたしますと、そのために入会権の行使がうまく行かないというふうな意味合におきましても問題が出て参ると存じます。そういうふうな問題につきましても、この法律の運用の問題になりま

すので、衆議院のほうではそういうふうな場合に支障を来たさないように附帯決議を付けたらどうかというふうな御意向もあるようであります。附帯決議が付けられるかどうかという

ことは別問題といたしまして、第十一條の運用の實際に關する問題といたしまして、恐らく通産省が建設省と相談をいたしまして、いろいろなことを府県に通知でも出すようなことになると思ひますので、只今お話のような場合に支障を来たさないように、又窮屈にならないように十分に注意をいたすように取計らいたいと思ひておる次第でございます。

○白川一雄君 入会権に相当するような砂利を採取する人は必ずしも自己消費のためのものではなくして、極めて小

さく、例えば山で薪を拾つて来る、自分のところで使つただけでなしにやはり外へそれを売つて自分の生活の助けにするのと同じようなケースが、砂利の、極めて小さい地方色をおの／＼持つておられますので、あると思ひますが、そういうものがこの法律が出て、そういう人はどちらかという教育の程度も余り高くないでしようし、官庁その他との交渉というふうな事柄も心得ておられませんでしようし、實際問題としてだん／＼抹殺されてしまうのではないかと

いうことになるとやはり一つの社会問題が起るのじやないか、こういう意味から極く零細な砂利採取業、採取していきさか自分の個人営業にしておる者がどういふふうにかこの法律の結果落ちつくかという点も一応練考えておかないといけな

いのではないかと、こういうふうにかこの法案を拜見して感ずるのであります。その点のお見込というものを一応承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(始関伊平君) 只今の御意見は誠に御尤もでございます。この法案は砂利採取を相当な規模で機械や何かを以ちまして営業するものに対してはその営業が合理的にできるやうにしてもらいたいということが一方にござい

ますが、只今のような小規模でやる場合でありまつか、例えば土建業者が一週間か十日臨時にやるというやうな場合について拒否するといふことではございませんで、第十一條の運用の問題といたしましては先ほど申上げましたやうなことをこの法律案に

関連いたしまして府県などに徹底するやうにいたしたいと存じます。

もう一つ、この法律ではいろいろな

届出義務等がございしますが、今御指摘のような小業者にそういう義務を課することも如何かと思ひますので、この四條に届出義務がございしますが、その但書におきまして非常に小さい規模の業者はその届出の義務を免除するといふことになつてございまして、不当な負担をかけないやうにいたしたいといふやうな考慮をいたしておる次第でございます。

○白川一雄君 その場合に大企業者と競合する面が生じて来ると、小業者はおのずから事業問題として抹殺されて行くのではないかと、御当局がこれを

実施する場合には、そういう小さい地方々々で先祖代々やつておるといふやうなものは一応届出させて、その人間の

一応権利を確保してやる、保護してやるというやうな考慮が必要じやないかと思ひます。届出をさせたいと存じておるやうな御意見でございます。

○衆議院議員(始関伊平君) 中小の業者と言ひましても、先ほどお話の入り

わけでございます。先ほどお話の入りわけでございます。先ほどお話の入り

わけでございます。先ほどお話の入り

たしました結果、そういう小業者或いは極めて短期間にやるものにつきましては届出は一応免除する。勿論業者であります以上、この法律全般の適用は

あるのでございまして、基本的にはこの法律による保護も受け得るわけでございます。届出だけは免除したい、このやうに考へておる次第でございます。

○白川一雄君 具体的に申上げることが避けたいのでございすけれども、河川關係の業者の取締の事情というものは必ずしも我々感心すべきものでないものを多く経験しておるのでござい

ますが、若し競合いたしますと小さい業者が必ず大きく砂利採取をしておる

ところの地域に又乗り込むことがあると思ひます。そういう場合に最初は入会権式になつておりましたが、日が

たつにつれて泥濘扱いにされるといふやうなことも考へ得るとすれば、この法律のスタートにおいてよほどそこを

はつきりしておいてやらないとかわい

す。まあ今日或る産業の目的を達成するために昔の土地収用令のやうなものが實際並行しないと効果を發揮しないものであるといふことはよく承知しておるのでございしますが、併しこの砂利採取に、これはまあ一応土地を使用すると申しましても取用になるやうな

恰好になつておりますが、果して現実の問題としてこういうケースが起つた場合に当局が積極的

に権力発動でその効果を發揮する意気込みであるのか、それとも協議してそのままとつたところを採用しようとするのか、この辺の強さを承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(始関伊平君) この土地の使用の問題は今回のこの法案の中で一番問題の多い点だと存じます。これは砂利採取業者と、それから土地の所有者とが常識の上に立ちま

して話し合ひをいたしましてできるだけ円満にその当事者間の話し合ひできまして参りたいといふやうに考へる次第でございます。ただ土地の關係者が仮に十人お

る、その中で八人までは賛成、土地の使用を認めたと、あとの二人がどうしても言うことをきかない、まあ言ひ分

も比較的乏しいといつたやうな場合もあると思ひますので、そういうやうな場合にはこの条項を適用して参りたいと存するのでございまして、積極的にこの条項を振廻して行くという考へ方ではございませんで、むしろ控へ目に運用いたして参りたい、まあ言葉が悪いかも知れませんが、この条項を一つ

○白川一雄君 私そういろいろ考え方だと極めて不徹底で効果的なものにならないのではないかと社会の今日の実情を見ましても適切に感ずるので、少くも法律として出る限りならば結果の拳が、御承知の通り内灘の問題でもあのくらい厄介なことになる実情なので、この砂利採取というものが公的性質に使われる砂利であるとかいうことであればはつきりする線も出ると思いますが、そうでないとするとそこに非常に必ず大きなトラブルが起つて事々に至る所でこの問題が起つて来るのじゃないか。この法律を見ますと、権力発動するかのごとくしないかのごとく、するかも知れんぞという匂いだけ出したような感じがするので、実際仕事をやるものとすれば理論よりも現実でなければものを選びませんので、そういう立場から考えると果してこれでトラブルがセットルできるかどうかということが非常に大きな問題だろうというようにこの法案を拜見いたしましたして感ずるわけなんです。まあその点については遺憾なく御準備だろうと思いたすので、一応この法案を見た私の感じとして申し上げておきたいと思いたす。

もう一つ、今西田委員からお尋ねになりました管理者の問題でございますが、いろいろ／＼な各種の法案をこの委員会等で見まして、常にどういふ事柄でも必ず管理人とかいふ傾向のものを置きたがる法律が非常に多いのでございしますが、先ほど西田委員がお話になつたように、砂利採取する人は円満なる常識を備えておるといふ程度の教育を受けない人が多いので、そういうことを考へて見ますと、むしろ当局はこの河川ならこの河川はどの範囲にどうい

う方法において採取すべきものであるという一つの方程式をこしらえて差し示せば、管理人まで置かなくても、その方程式に反しておればそれを責めるといふような方法で行くのが実質的でないか。形だけ整えたような管理者を置かしても、先ほど誰が責任者かわからんがというようなお話がありました。それが、それは届出した許可をとつた名義人が即責任者であるはずなのでありますから、一定の河川法その他から割出してこの河川に対してはこういう範囲、こういう地域に採取すべきものであるという一つの方程式を作つておけば、そう一々管理者を置かなくてもできるのではないだろうかという、まあ失礼な言い方ですけども、私どもは法案を見ておつていつの御当局の考え方というの、強い良識による行政指導で幾らでもできることをちよちよちよと横へ逃げ道のようなことをこしらえてある感じが非常に受けるのであります。これは管理者というものは置いても実際上私は余り効果がないのではないか、むしろ御当局のほうがかういふふうにするのだぞということを示すほうが一番指導力があるのではないか、こういふ感じがいたしておるのであります。その点提案者の御意向を承わつておきたい。

○衆議院議員(始関伊平君) 只今お話の点でございますが、河川におきましては府県が採取の許可をいたします場合に、採取を認める場所、面積なり或いは期間といふものをきめるわけでございます。又その面積の中でのどの程度の厚さまでとつてよろしい、こういふようなこともきめるわけでございますが、実際問題としてはそれが必ず

しもそうなつておらないという場合が多いのでございまして、或いは堤防のすぐ下を掘るとか、或いは橋桁の下を掘るとか、又農用水の取入口の所を掘るとか、いろいろ／＼な弊害が出ておるのが実情のようでございまして、そこで誰がこの府県の命令に対しまして責任を負うかという問題につきまして、只今白川さんのお説の通り、許可を受けた砂利業者が責任者であるという事はこれは勿論でございますが、これは必ずしも現場にはおらないのでございまして、現場で責任を持つ者をはつきりしておく必要があると考へるのでございまして、これに一番近い道の制度があると思つてございまして、保安の最高責任者は企業の最高責任者である社長でございますが、これがどの坑内では誰、又別の坑内では誰というふうな現場で責任を持ちます者が法律上置かれることになつておるとは御承知の通りでございます。この場合におきまして、現場で、この現場ではAという者が責任を持つんだ、又同じ会社の他の現場ではBという者が責任を持つんだということはつきりいたします。ところが今類似の例がたくさんありだといふお話をございましたが、少くともこの場合につきましては極めて適切でございます、これが上からの監督と相呼応いたしまして企業の内部での責任を持つということがまあ少くともこの場合では非常に必要だし又効果が望めるものといふふうにお考えする次第でございます。

○白川一雄君 石炭の比較をされたが、私はこれは非常に違ふと思つて、石炭は何千尺という下の切羽のほ

りまで入つて行つて外から見られないのでございまして、特に間接も入れずに爆発、出水等の危険があるのでございますから、これに保安担当者置くという事柄と、いわゆるオープンで露天でやる所の砂利との保安の観察の点においては雲泥の差が私にはある、こう思つてございまして。まあこれは我々實際仕事をやる者として理窟よりも實際運ぶこととなければ、この法律その他で仕事を實際やる人間が無駄をしないやいかん、面倒をしないやいかんという線はできるだけ避けてやらないやいけないうような意味でお尋ね申上げたわけでございます。私の質問は以上であります。

○酒井利雄君 音声を痛めておりますので、極く簡単にお伺いいたします。この法案は砂利採取業者の保護のために設けられたように感ぜられるのでございまして、又その半面この砂利を消費するところの土木業者あたりはこの法案が通過しますと、手続その他関係上複雑迷惑を感じるんじゃないかと思つております。それがために先般建設業協会長と土木工業協会長の名前で陳情書が出ておるはずでございますが、その陳情書を御覧いただけますか、もう一遍よく拜見いたしましたのでございまして、又その陳情書に対して如何なる御見解をお持ちか、一つ伺つておきたいと思いたす。

○衆議院議員(始関伊平君) 私といたしましては陳情書を見ましたして、お尋ねの通り、陳情書の内容につきましては大體承知をいたしております。この法律はこれは砂利採取業者の保護と取締とまあ両面あるのでございしますが、土木業者が自分で砂利を採取するといふ場合にこの法律の適用についてどういふ立場に立つたかということが一番大

きい關心のある点のように存じます。その点につきましては、販売をいたします場合は勿論でございますが、販売をいたしませんで自分で請負いました工事に砂利を使用するといふ場合におきましても、これは一応営利目的がございまして、砂利採取業者であるといふふうに一応考慮の次第でございます。又いろいろ／＼な保護の条項がございまして、そのほりが工合がよろしからうと考へる次第でございます。ただ余り例えは一週間や十日というよりな程度で砂利を採取するといふよりな場合まで一々届出をするといふよりな点が非常に困るといふ御意見のようでございます。この第四条の但書並びに第八条の第三項の規定を設けまして、そういうよりな場合におきましては届出義務を免除するといふよりな形にいたしました。不当な、或いは不必要な負担をかけたないといふことを考へておる次第でございます。

○酒井利雄君 どうか陳情書の一つ御覧下さいまして、その内容をよく御検討頂きまして、陳情書に副うよりな一つ改正にして頂きたいと存じます。

○衆議院議員(始関伊平君) 大體陳情書の趣旨に副つておると考へておりますが、もう一遍よく拜見いたしましたのでございまして、御趣旨に副うよりないたしましたと思いたす。

○委員長代理(西川弥平治君) ほかに御質疑ございせんか。それでは砂利採取法案は本日はこの程度にいたしまして休憩いたしたいと思いたす。午後一時半から請願、陳情について会議を開きたいと思いたす。これで休憩いたします。

午後五時十五分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年六月七日印刷  
昭和二十九年六月八日発行  
参議院事務局  
印刷者 大蔵省印刷局